

小作争議調査表

No. 119

(月報番號第一四七號)

(昭和九年十一月分)

財團 協調會 福岡出張所

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	事項要求	經過
朝倉郡 福岡村 大字 平塚 宮川 添 百七十五坪	地主 上野 甚吉 小作人 原田 甚三郎	關係地 種類面積 四三反七畝十四分 小作人 日農九州 月加四八 關係團體 福岡村 平塚 支社	昭和九年十一月土地返還 常綱小作科清本、納傳と申渡し、小作人日玄平六反一斗六升(百三升)手交をす申す(一)と判明ありをも、支拂と存するに付、玄平の申す通り	小作科清本	小作人日玄平六反一斗六升(百三升)手交をす申す(一)と判明ありをも、支拂と存するに付、玄平の申す通り

備 考	結 果
	<p>一、従来通り小作中。</p> <p>二、小作科は昭和九年其前より十月五日迄に納入し、他し不可致力の場合相違し翌年十月五日迄等。</p> <p>三、昭和八年迄の滞概小作科、向小三ヶ年へ分割納入す。</p> <p>四、武三若と判明せしす、其土地主の同意を得ること。</p> <p>五、不可致力より返却を命じ、納入を命じ、玄平と申す、其旨上引引と協定す。</p> <p>他し地主の正なる所をなく、玄平の申す、日向村へ納入し、両方と存し候。</p> <p>予願の場合に於て、玄平の申す、協定、日向村へ納入し、其旨上引引と協定す。</p> <p>六、本年迄に、昭和の年土地返還小作科、即ち納入す。</p>